

令和3年3月1日

在校生1・2年生の保護者 各位

柏市立柏高等学校 事務室

高等学校等就学支援金令和3年度7月審査のご案内

今年度7月に実施した所得審査結果については、令和3年6月までの決定となります。

課税年度が切り替わる7月にあらためて審査をいたしますので、学校の案内（6月頃予定）に沿って、申請漏れのないようご注意ください。

【審査基準】

（政令市） $A = \text{地方税の課税標準（所得）額} \times 6\% - \text{調整控除（市）} \times 3/4$

（その他） $A = \text{地方税の課税標準（所得）額} \times 6\% - \text{調整控除（市）}$

保護者等のAの値の合算が30万4,200円未満であれば認定になります。千葉県では千葉市のみが政令市です。

1 現在就学支援金の受給資格認定を受けている生徒

令和3年7月～令和4年6月（3年生は3月まで）の就学支援金を受給するかどうかの意思確認のため、意向確認書を提出していただく必要があります。用紙の配付、提出期限等は、6月頃あらためて御案内します。

今年度マイナンバーで審査決定されている方は、マイナンバーの写し等の再提出は不要となります。

今年度、課税証明書に切り替えた方については、意向確認書に必要書類を添えてご提出いただくことになります。

2 現在就学支援金の受給認定となっていない生徒

今年度申請を辞退した方や、所得制限により現在認定されていない方でも、来年度の申請をすることができます。

就学支援金の申請書類、マイナンバーカードの写し等の提出は、6月頃あらためて御案内します。

重 要

1、2のどちらも令和3年度（令和2年1月～12月）の所得の申告が必要です。

確定申告や年末調整を行っていない方は、マイナンバーによる税情報の取得ができないため、認定の遅延に伴う授業料のお支払いが発生する場合があります。

申告を行っていない方は必ず事務室まで連絡をしてください！！

○その他

現在、就学支援金受給の認定を受けているが、支給停止となっている生徒（休学、留学、令和2年7月の収入届出書が未提出）については、支給再開となることが分かり次第すみやかに本校事務室までご連絡ください。支給の再開は届出の翌月からとなります。

問い合わせ先：

柏市立柏高等学校 事務室 電話 04-7132-3460（平日 8:30～17:00）

千葉県 教育庁 企画管理部 財務課 財務指導室

電話 043-223-4093（平日 8:30～17:00）